

## 住民監査請求に係る監査の結果について

### 第1 監査の請求

#### 1 請求の受付

平成25年9月25日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、Aから提出された。

#### 2 請求の概要

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づき、本件措置請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

##### (1) 請求の要旨

###### ア 請求理由

(ア) 県企業庁（以下「県」という。）と株式会社夢舞台（以下「会社」という。）は、県が保有するホテル施設等（淡路市夢舞台2番地に所在するホテル及び店舗の用に供する建物及び附属設備をいう。以下同じ。）について、平成15年3月14日付け建物賃貸借契約（以下「本件契約」という。）を結んでいる。その契約書にはホテル施設等の修繕費について、会社の負担を原則とする旨定めており、本来、修繕費は会社が負担すべきものであるが、県はこれに反して、合理的理由もなく修繕費を負担している。この対応は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条に違反する。

(イ) また、県は、議会の予算特別委員会で「修繕費等企業庁が会社に投じた費用を回収する」と答弁している。つまり修繕費を回収する意思を持ちながら、実態はこれを請求しておらず、会計上未収金扱いにもしていないということである。これは極めて不透明な会計処理であり、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第20条や地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第13条に違反する。

###### イ 求める措置の内容

(ア) 上記ア(ア)について、平成19年度から平成24年度までの間のホテル施設等の修繕費6億274万6,211円について、県が速やかに会社に請求するよう、公営企業管理者に勧告することを求める。

(イ) 上記ア(イ)について、会計処理を是正するよう、公営企業管理者に勧告することを求める。

##### (2) 事実証明書

本件措置請求の要旨に係る事実証明書として、別記の文書が提出された。

#### 3 請求の受理

本件措置請求について、自治法第242条所定の要件を具備していると認め、平成25年9月25日（請求書提出日）付けで受理した。

### 第2 証拠の提出及び陳述

#### 1 請求人の陳述

平成25年10月28日に、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ（自治法第242条第6項）、請求人からおおむね次のとおり陳述があり、新たな証拠として決裁書（平成15年2月28日起案、同年3月14日決裁の県が作成した決裁書をいう。以下同じ。）の一部が提出された。

(1) 本件措置請求の主旨は県と会社の契約書において、ホテル施設等の修繕費は会社の負担を原則とすると記載されているのだから、その契約書の記載どおりに、県は会社に修繕費の請求をすべ

きであるということである。

民法（明治29年法律第89号）第606条では「賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。」となっている。一方、同法第91条では「法律行為の当事者が法令中の公の秩序に関しない規定と異なる意思を表示したときは、その意思に従う。」となっている。これはつまり、法律上、本件のように修繕費が賃借人の負担と書かれた契約書が存在する場合には、その契約書の内容が優先されるということである。

- (2) また、決裁書の中に、修繕費の取扱いについての考え方が示されている。具体的には、修繕費は原則として会社が負担すること、そして、ホテル施設等について10年ごとの大修繕、5年ごとの小修繕を想定して毎年一定額を会社に積み立てさせることと、積立額は年額6,900万円とするということが書かれている。

この内容からわかるように、修繕の内容やその大小にかかわらず、原則全ての修繕費を、会社が負担することになっている。そもそもこのホテル施設等は会社が建設したが、経営が悪化した会社を支援するために、県が購入し、会社にリースをしている。その経過と責任の所在も含めて考えると、修繕費は、会社が持つことが妥当であると考えられる。

- (3) また、県は議会において、修繕費を含めたホテル施設等のために投下した資本を全て回収する意思を示していることから、その請求をいつ行うのかということに、問題は絞られる。

ところが、平成19年度の修繕費の消滅時効が4年後に迫っているのに、県の計画において修繕費の回収が全く触れられておらず、本当に回収する意思があるのかどうか疑問に思えるので、県が速やかに会社に修繕費を請求するよう監査委員は勧告すべきだと考える。

- (4) また、県は会社に修繕費を請求する意思を議会の場で表明しているのだから、毎年度修繕費を未収金として計上するなど地方公営企業法の発主義の考え方に沿った会計処理をするよう監査委員は勧告すべきだと考える。

## 2 執行機関の陳述の要旨

平成25年10月28日に、執行機関の陳述を実施したところ（自治法第242条第7項）、おおむね次のとおり陳述があり、参考資料として淡路夢舞台配置図、淡路夢舞台航空写真、淡路島国際公園都市位置図及び決裁書の一部が提出された。

- (1) 「淡路夢舞台」は、約150ヘクタールに及ぶ広大な土砂採取跡地に、自然環境の回復と緑豊かな景観を創造するため、国営明石海峡公園を誘致するほか、県立淡路島公園などを集約して「淡路島国際公園都市」として整備することとし、その中核施設として、地域の活性化、地域の振興の拠点となるよう、国際会議場、奇跡の星の植物館、野外劇場などの公共施設と、収益施設であるホテル施設等の施設群とを整備したものである。
- (2) 会社は、経営理念の一つとして「地域振興に貢献し、地域経済の発展に寄与する」ことを掲げており、国際会議場の迎賓機能を担う高いサービス水準が求められるホテル施設等の経営を行うとともに、淡路夢舞台の施設群と周辺施設を一体管理し、多様な交流事業を行い、地元民間企業、ボランティアと連携して地域の活性化、振興を図るという役割を担っている。
- (3) また、会社は、ホテル施設等が淡路夢舞台の中核施設である国際会議場の迎賓機能、レセプション機能等を担っているため、初期投資額が大きく、減価償却費や繰延資産償却費が大きな負担となっており、平成12年のホテル施設等開業以来の長引くデフレの影響等もあり、累積損失を抱えるような経営状況が続いていた。
- (4) 会社が高い公益性を有していることから、県では、会社の資本費負担の軽減などの経営支援を行うため、平成15年に、会社の所有するホテル施設等を買取り、これを会社に貸し付けることとし、会社の経営支援に取り組んだ。この結果、会社は、平成16年度以降、おおむね単年度での

経常黒字を確保している。

- (5) このホテル施設等の修繕費については、本件契約第13条では、会社の負担を原則とする旨定めているが、この契約条項の考え方について、決裁書の一部となる資料に次のように明記しているところである。

ア 修繕費は、原則として会社が負担すること。

イ 会社は、修繕のために、毎年一定額を積み立てること。

ウ 上記ア及びイの措置では会社に対応できない場合は、県と会社が協議し、必要な措置を講じること。

つまり、修繕費は会社が負担することを「原則」としながらも、会社に対応できない場合には県と会社が協議して必要な措置を講じることが契約当初から想定してきたのである。

- (6) 本件契約を締結した平成14年度から平成18年度までの間、修繕は日常的な補修程度に止まっていたため、「原則」どおり会社が全ての修繕を行い、修繕費を負担していた。

平成19年度になり、一部設備の老朽化などからホテル施設等の機能維持に必要な広範囲に及ぶ大規模な修繕等が必要となる一方で、会社の経営状況は累積損失を抱えるなど依然として厳しい状況が続いており、当初想定していた修繕費の積立でもできておらず、大規模な修繕等に係る修繕費を会社が負担できる状況ではなかった。このため県と会社が協議を行い、会社負担を原則とする修繕については、日常的な維持管理及びその範囲で必要なものとし、県は広範囲に及ぶ大規模な修繕等の負担を行うこととし、それ以降、毎年度、県と会社の負担区分を明確にした上で、会社と修繕工事委託契約を締結して修繕工事を実施している。

したがって、県は自ら所有する財産の機能維持に必要な修繕を県と会社との合意に基づき適切に執行しているものであり、地方財政法第4条の規定に何ら反するものではないと考える。

- (7) 請求人が言及する平成25年3月12日の議会予算特別委員会での答弁の趣旨は、独立採算が求められる地方公営企業としては、県が投下した資本は回収することが基本であり、そのために会社の経営の安定と経営改善に全力を挙げさせることが重要である旨を述べたものであって、この答弁をもって、県と会社との間に債権債務関係が生じるものではない。

したがって、県は、地方公営企業法第20条及び地方公営企業法施行令第13条に反するようなものではないと考える。

### 第3 監査の対象

ホテル施設等の修繕に係る県の支出のうち、平成24年度に支出されたものを対象とした。

なお、平成19年度から平成23年度までの間に支出されたものは、本件措置請求が行われた日が支出のあった日からいずれも1年以上経過しており、監査の対象としなかった（自治法第242条第2項）。

### 第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求については理由のないものと判断する。

以下、請求書、事実証明書、請求人の陳述、請求人の新たな証拠、執行機関の陳述並びに執行機関及び会社に対する調査（平成25年10月11日、同月21日等実施）により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

## 1 認定した事実

(1) 「淡路夢舞台」は、淡路島北東部の約150ヘクタールに及ぶ広大な土砂採取跡地に、自然環境の回復と緑豊かな景観の創造とあわせて淡路地域の活性化と地域振興の拠点となるよう整備された施設群であり、ホテル施設等の収益施設と国際会議場、奇跡の星の植物館、野外劇場等の公共施設から構成されている。会社は、その中核となるホテル施設等の整備、経営を行う第三セクターとして平成7年3月に設立され、平成12年3月にホテル施設等の営業を開始した。

(2) 会社は、開業当初から、建設、整備したホテル施設等に係る減価償却費や繰延資産償却費などの負担が大きく、累積損失を抱えるような経営状況となった。県は、会社の経営基盤を安定させるため、平成15年2月28日付けで会社からホテル施設等を買取り、同年3月14日付けで本件契約を締結し、会社から買取ったホテル施設等を会社に貸し付け、運営させることとした。

本件契約は、契約期間を5年間とし、以降5年ごとに更新することとされている。賃料は、ホテル施設等の買取り費用の全額回収、国有資産等所在市町村交付金相当額等の徴収を基本として、会社の経営状況や経済情勢等を勘案することとされている。平成24年度の賃料は、1億4,009万857円とされている。

(3) 修繕費の負担については、本件契約第13条において「本契約に係る賃貸借物件の維持管理費及び修繕費は、乙の負担を原則とする。」と規定し、原則として会社が修繕費を負担することで合意されている。また、同契約第17条には「この契約について疑義が生じた事項又は定めのない事項は、甲、乙別途協議したうえ定める。」と規定されている。

なお、決裁書には、請求人が新たな証拠として提出した資料と執行機関が陳述の際に提出した資料との両方が添付されている。いずれの資料にも修繕費を原則会社が負担する旨の記載があるが、執行機関が陳述の際に提出した資料には、当該費用を会社が負担できない場合は会社と協議の上必要な措置を講じることができる旨の記載があった。

(4) 平成18年度までは、日常的な維持管理に必要な修繕を全て会社が費用を負担して行っており、県が修繕費を負担することはなかった。しかしながら、老朽化していくホテル施設等の機能を維持、向上させるため、広範囲に及ぶ大規模な修繕等に計画的に取り組んでいく必要が生じたことから、平成19年度に県と会社が協議を行い、大規模な修繕等の経費については県が負担することとし、会社に修繕工事を委託することとした。

平成20年度以降は、平成19年度の協議内容を踏まえ、県と会社は毎年度修繕の内容及び負担区分について協議し、日常的な維持管理に必要な修繕に係る費用については会社が負担し、大規模な修繕等に係る費用については県が負担するものとして合意している。そして、平成24年度においても大規模な修繕等に係る業務については、県と会社双方の合意の下、県が費用を負担することとし、当該業務を会社に委託することにより実施していた。

(5) 未収金については、地方公営企業制度研究会編「公営企業の経理の手引」において「企業がその活動の過程において、外部に対して用役、財産等を提供したこと等によって生じる金銭債権である。」と記載されている。

県は、ホテル施設等の大規模な修繕等に係る費用について、会社に対する金銭債権には当たらないとして、未収金として計上していない。

## 2 判断

(1) 請求人は、本件契約上、ホテル施設等に係る修繕費については会社が負担すべきものとされているにもかかわらず、県がこれを負担しており、地方財政法第4条に違反すると主張する。

確かに、請求人が主張するように、民法は、第606条で修繕する義務は賃貸人が負うとしている

が、第91条でこの規定と異なる意思表示をしたときはその意思に従うとされている。そして、本件契約第13条には、修繕費は会社の負担を原則とする旨記載されているところである。

しかしながら、そもそも契約は、当事者双方の合意の意思表示により成立するものであり、文書であると口頭であるとを問わないとされているところ、修繕費の負担に関する県と会社双方の意思表示に係る経緯及びその内容は、次のとおりであると認められる。

ア 決裁書に添付された資料には、修繕の費用負担については状況によって県と会社が協議し、必要な措置を講じることとされており、当初から「原則」どおり行われない状況が生じうることが想定されていたことがうかがえる。

イ 修繕費の負担については、県がホテル施設等を会社に賃貸することになった時点（平成15年3月14日）から平成18年度までは会社が「原則」どおり負担していた。そして、平成19年度以降平成24年度までは、上記1(4)の状況の下、ホテル施設等の機能維持に必要な広範囲に及ぶ大規模な修繕等に係る業務について、県と会社が協議し、合意の上、県が修繕費を負担することとして、当該業務を会社に委託した契約を締結している。また、それ以外の補修等については、会社がその費用を負担していた。

上記ア及びイの事実から判断すると、ホテル施設等の修繕費の負担に関する県と会社双方の意思表示は、平成19年度の時点において、広範囲に及ぶ大規模な修繕等は県が費用を負担することで合意しているものと認められ、この合意は本件契約第13条に定める修繕費の負担に係る新たな意思表示であって民法第91条にいう意思表示であると解される。そして、平成24年度の修繕についても、この合意に基づき実施したものと認められる。

したがって、広範囲に及ぶ大規模な修繕等に係る修繕費を県が負担したことは、県と会社双方の合意に基づき民法の定めにも則して行われているものであって、地方財政法第4条に違反するものではない。

(2) また、請求人は、県は修繕費を回収する意思を持ちながら会計上未収金としていないことが極めて不透明な会計処理であり、地方公営企業法第20条や地方公営企業法施行令第13条に違反すると主張し、これらの修繕費について消滅時効が迫っていることを主張する。

しかし、本件修繕に係る費用は県が負担することで県と会社双方が合意しているのであって、県が会社に対して本件修繕に係る具体の金銭債権を有するものではないことから、県が会計上未収金として計上する必要は認められず、消滅時効にかかる金銭債権も発生していない。

したがって、地方公営企業法第20条及び地方公営企業法施行令第13条に違反するものとはいえない。

以上のとおり、ホテル施設等の修繕費について速やかに会社に請求するよう公営企業管理者に勧告すること等を求める、とする本件措置請求には理由がないものと判断する。

なお、ホテル施設等の広範囲に及ぶ大規模な修繕等に係る負担について、県と会社が年度ごとに協議し、合意したものとはいえ、本件契約第13条の「原則」と異なる例外的な取扱いが平成19年度以降継続的に行われている。今後も同様の取扱いが継続されるのであれば、こうした状況を踏まえ同条の規定を見直す必要があるものと考えられる。

## 別記

- 1 平成25年度予算特別委員会（第8日 3月12日）議事録（抄）
- 2 本件契約の契約書（平成15年3月14日付け）
- 3 本件契約の一部変更契約書（平成17年3月17日付け）

- 4 本件契約の一部変更契約書（平成20年4月1日付け）
- 5 地方財政法（抜粋）
- 6 地方公営企業法（抜粋）
- 7 地方公営企業法施行令（抜粋）
- 8 民法（抜粋）
- 9 平成19年度兵庫県公営企業会計決算書附属資料
- 10 平成20年度兵庫県公営企業会計決算書附属資料
- 11 平成21年度兵庫県公営企業会計決算書附属資料
- 12 平成22年度兵庫県公営企業会計決算書附属資料
- 13 平成23年度兵庫県公営企業会計決算書附属資料
- 14 平成24年度兵庫県公営企業会計決算書附属資料
- 15 県の出資等に係る法人の経営状況について（平成25年9月17日付け）
- 16 地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について（平成18年8月31日付け総務事務次官通知）